

厚生労働省の情報開示文書をもとに

# 「プベルル酸を原因物質として公表した事実はない」

——厚生労働省の開示文書を根拠に小林製薬へ疑義照会を実施

本件は、厚生労働省による情報開示請求の回答において「プベルル酸を原因物質として位置付け、公表した事実はない」との文書回答（厚生労働省発健生 0422 第 2 号）が確認されたことを受け、

2024 年当時に「プベルル酸が原因物質である」との認識を前提として行政機関・報道機関に説明・情報提供を行った可能性がある小林製薬株式会社に対して、  
事実関係の整合性を問う疑義照会を株式会社薫製倶楽部が実施したものである。

株式会社薫製倶楽部

## ■ 経緯の概要

2024 年 3 月	→ 小林製薬がプベルル酸を「原因物質」として発表
↓	→ 紅麹関連製品が店頭から一斉撤去、225 社が公表対象に
2026 年 4 月	→ 厚生労働省が情報開示：「プベルル酸を原因物質として公表した事実はない」と回答
↓	→
2026 年 5 月	→ <b>株式会社薫製倶楽部が小林製薬に疑義照会を実施</b>

## ■ 照会の背景——判明した事実

2026 年 4 月 22 日、厚生労働省より以下の情報開示回答文書を受領した（厚生労働省発健生 0422 第 2 号）。

【行政の回答①】（開示請求：令和 8 年 3 月 20 日）

「プベルル酸を原因物質として位置付け、公表した事実はないことから、実際に保有していないため、不開示とした」

【行政の回答②】（開示請求：令和 7 年 5 月 16 日、厚生労働省発健生 0617 第 10 号）

「225 社の企業名公表にあたっての根拠文書について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした」

一方、2024 年当時の社会的認識は以下のとおりであった。

- ・ 小林製薬は「紅麹コレステヘルプ」等の健康被害の原因物質として、プベルル酸を発表した
- ・ 国会審議・有識者会議・報道機関のいずれもがプベルル酸を原因物質として扱った
- ・ この認識を前提として、紅麹食品を使用する 225 社の企業名公表が実施された

### 【本件の矛盾点】

行政は「プベルル酸を原因物質と公表した事実はない」と回答しながら、社会全体は「プベルル酸が原因物質である」との認識の下で動いた。

この社会的認識はいかにして形成されたのか。その出所を確認する必要がある。

## ■ 小林製薬への照会内容（5 項目）

以下の 5 項目について、書面による事実確認を求める照会を小林製薬株式会社へ送付した。

- |   |  |
|---|--|
| ① | 貴社は 2024 年当時、プベルル酸を原因物質として認識していたのか。                  |
| ② | その認識に基づき、行政機関または報道機関に対して説明・情報提供を行った事実はあるのか。          |
| ③ | 上記認識の根拠となる資料・検討記録等は存在するのか。                           |
| ④ | 貴社は、2024 年 3 月以降に行われた関連企業名公表との関係について、どのように認識しているのか。  |
| ⑤ | 厚生労働省の「公表した事実はない」との開示回答との整合性について、貴社としてどのように理解しているのか。 |

## ■ 照会の意義

本照会は、以下の事実連鎖の責任所在を明確化するために不可欠なものである。

- ①「**プベルル酸が原因**」という社会的認識の形成経路
- ②行政が「**公表した事実はない**」としながら社会的制裁が先行した構造
- ③**225 社の企業名公表の意思決定に、小林製薬の情報提供が影響したか否か**

機能性表示食品（サプリメント）に用いられる紅麹原料と、食品素材としての紅麹は、製造工程・摂取量・リスク特性において根本的に異なる。

小林製薬の製品問題を食品素材としての紅麹全体に拡大する科学的根拠はなく、別カテゴリーの事業者が不可逆的損害を受けた構造的問題が本照会の核心にある。

#### 【照会の目的】

本照会は、事実関係の整理および今後の法的・行政的対応検討の参考とするためのものであり、情報開示請求により判明した行政側の回答と、小林製薬の認識・行動との整合性を確認するものである。

## ■ 当社が受けた被害（継続中）

- ・取引量は約 50%減少
- ・紅麹関連売上が半減（2024 年以降継続）
- ・「紅麹＝危険」という社会的イメージが払拭されていない
- ・全 37 ロットの品番 5P-D はプベルル酸不検出（陰性）であったが、被害は回復していない

**【業界への影響】** 当社調べによれば、紅麹関連事案発生以前には国内で紅麹食品を取り扱う業者は約 300 社存在していたが、現在では 10 社未満にまで激減している。

行政が「プベルル酸を原因物質として公表した事実はない」と回答するなかで、その社会的認識形成に  
関与した可能性のある情報源を特定することは、今後の国家賠償請求・民事訴訟・行政不服申立において  
不可欠な事実確認作業である。

## ■ 会社概要・問い合わせ

会社名 株式会社薫製倶楽部  
代表取締役 薬剤師 森 雅昭  
所在地 岡山県都窪郡早島町前潟 611-1  
Email sales@kunsei.co.jp  
Tel 090-2001-0686

## 【別紙】取材用コメント

本文書は記者向けの参考資料です。引用・転載にあたっては事前にご確認ください。

### 【代表取締役コメント】

「厚生労働省は『ペブルル酸を原因物質として公表した事実はない』と開示文書に明示した。  
しかし、2024年当時の社会的認識はまったく異なっていた。  
その認識はいかにして形成されたのか——その出所を確認することが、被害を受けた事業者として当然  
の権利であり義務であると考えてる。」

株式会社薫製倶楽部 代表取締役・薬剤師 森 雅昭